

3 避難所開設と運営の支援

I 目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

II マニュアルの構成

1 日常における収容避難所に必要な事項の確認

(1) 避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

【避難所における学校施設の利用計画】

No.	利用目的	利用予定場所の例
1	避難場所	体育館（第1次）、校庭テント（第2次）
2	管理運営所（連絡所）	職員室・ひかり学級
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	ひかり学級、職員室一部
5	情報掲示場所	玄関、体育館入り口
6	ゴミ集積場所	体育館北側
7	仮設トイレ	校舎北側駐車場
8	救援物資集積場所	技術室
9	救援物資配付場所	技術室
10	臨時遺体安置所	
11	仮設電話設置場所	昇降口
12	風呂	校舎北側
13	更衣室	音楽室（男）、図書室（女）
14	洗濯場	校舎北側
15	物干し場	屋上、プール北側
16	ペット置場	体育館北側
17	介護室	1・2年教室
18	喫煙場所	校地外
19	相談室	3年教室
20	調理室	校舎南側（理科・家庭科室）
21	給水室	昇降口南側、理科・家庭科室
22	救急車用駐車場	校舎南側

(2) 利用配置図

※別紙

(3) 校門・校舎・体育館等の鍵の保管

勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

【桶売中学校の避難所開設に伴う鍵の保管管理票】

施設	鍵No.	職名	鍵保有者氏名	備考
体育館	1	教頭	服部 明彦	桶売中学校災害対策副本部長
	2	教務主任	鈴木 秀幸	桶売中学校災害対策副本部次長
	3			
	その他			

※ 玄関の鍵の保有者（機関）の確認もしておく

(4) 避難所の開放・運営に係るいわき市役所の確認

市町村の地域防災計画により、当校に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の避難所管理運営を行うのはいわき市役所災害対策本部となる。その担当課は次のとおりである。

収容避難所管理運営	いわき市役所川前支所災害対策本部
連絡先	川前支所 電話 84-2111

(5) その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握
災害救援物資が搬入される場合は、その保管場所を明示する。

【災害救援物資の状況一覧表】

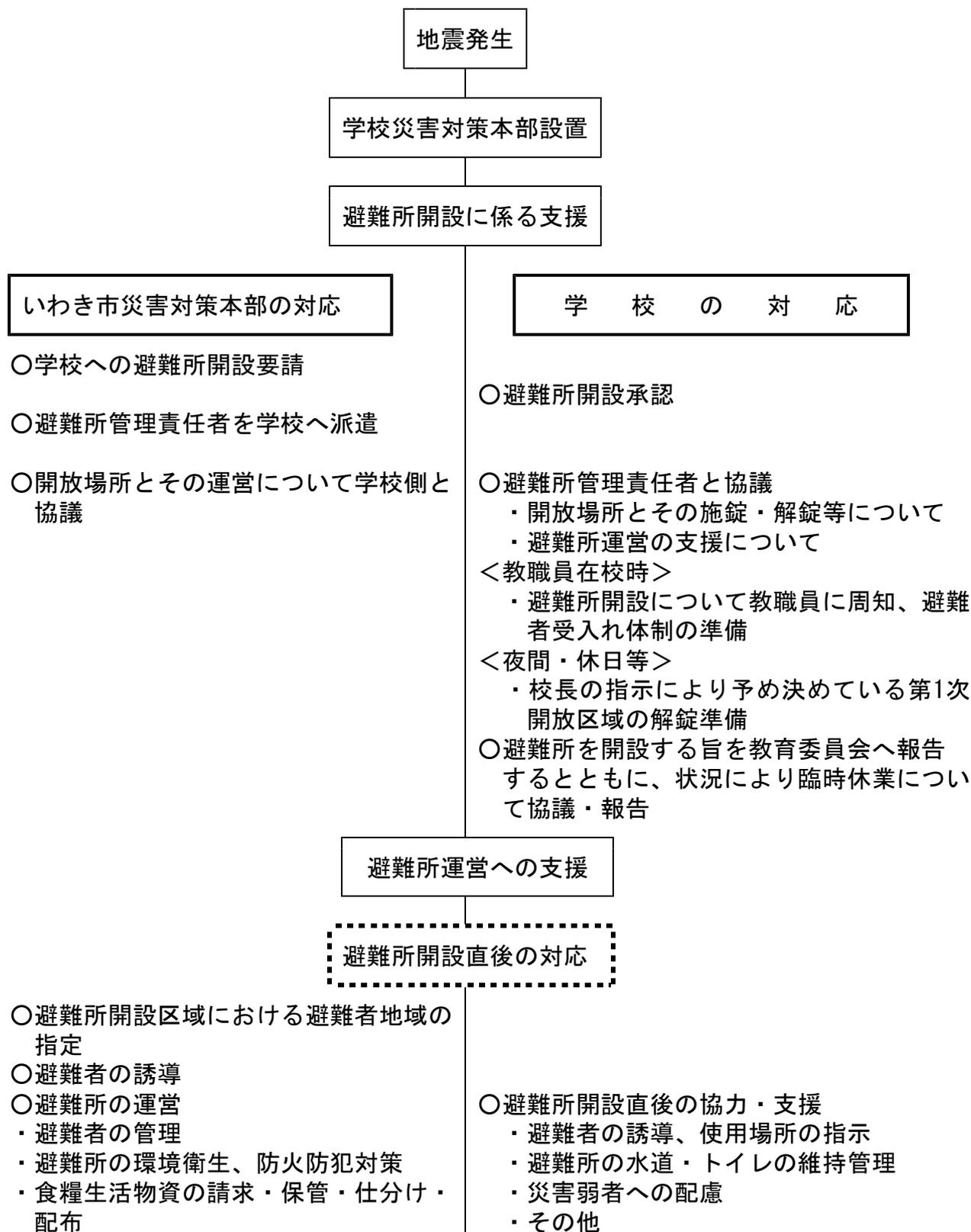
No.	物資	内 訳	保管場所
1			
2			
3			

2 避難所開設及び運営に係る協力・支援

校長等は、いわき市災害対策本部より避難所開設の要請があった場合には、避難所として開放する校舎等の区域をいわき市災害対策本部と協議の上開放する。

校長等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、臨時休校についても協議・報告する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



避難所長期化への対応

- 連絡所の設置
- 避難者名簿作成、各種書類整備
- 避難所周辺の被災状況の把握
- 避難所の日常業務の管理



○避難者による避難所自主運営管理のための
運営委員会への協力

庶務班	避難者の管理、各班との連絡調整
	桶売小・中 P T A 役員 教頭・教務
環境管理班	避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策
	桶売地区内の関係機関役員 桶売小・中 P T A 役員 3 学年・養護教諭
	食糧・生活物資等の請求・保管・仕分け
食糧物資班	桶売地区内の関係機関役員 桶売小・中 P T A 役員 1 学年・事務
	各室への連絡調整、生活物資等の仕分け・配布
各室責任者	桶売地区内の関係機関役員 桶売小・中 P T A 役員 2 学年・ひかり学級

・ 庶務班への協力

・ 環境管理班への協力

・ 食糧物資班への協力

○避難所としての学校施設使用状況に関する
教育委員会への報告

避難所閉鎖

○避難者の居住先の確保

○避難所閉鎖による学校施設等の通常状態への回復

(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 避難所開設直後の対応

(1) 校長等施設管理者の役割（※ 避難者が既に校庭等に集合しており、いわき市災害対策本部からの避難所管理責任者、避難所開設員が未到着の場合。）

- ① 応急的な措置～必要な生活スペースを、学校が予め定めておいた開放優先順にしたがって開放
- ② 避難所管理責任者、避難所開設員到着まで代行が想定される初期対応業務
(なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に協議が必要)
 - ア 避難所開設の（市町村）災害対策本部への第一報
 - イ 避難所開設地域における避難者地域の指定
 - ウ 災害弱者（寝たきり老人、障がい者等）への配慮
 - エ 大量避難者対応のためのテント設置
 - オ 受入れ人数、食料・寝具等の必要数等、避難所の状況等のいわき市災害対策本部への報告

(2) 避難所開設・運営支援班の役割

(なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に調整が必要)

- ① 飲料水・生活用水の確保
- ② 電気・照明器具、燃料の確保
- ③ トイレの表示・維持管理
- ④ 負傷者に対する応急措置
- ⑤ 救援物資の要請・受入れ・管理
- ⑥ 施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
- ⑦ 避難者との連絡窓口の設置、情報提供
- ⑧ 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検・整理

2 避難長期化への対応

(1) 校長等施設管理者の役割

- ① 長期化する場合、避難所管理責任者の代行が想定される業務

(なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に協議が必要)

- ア 連絡所の設置
- イ 避難者名簿の作成、各種書類の整備
- ウ 避難所周辺の被害状況の把握
- エ 避難所日常業務の管理
- オ 避難所運営委員会の設置

(2) 避難所開設・運営支援班の役割（※ 避難所開設直後の対応継続及び以下の項目）

- ① 共同炊き出しへの協力
- ② ボランティア受入れへの対応
- ③ 避難所内の秩序維持、盗難防止、防火管理